

女性の活躍に関する「情報公表」

社会福祉法人 京都総合福祉協会

●男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の割合)
正規労働者	78.1%
非正規労働者	80.2%
全労働者	77.6%

対象期間：令和7年事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

対象労働者の範囲：正規労働者：期間の定めなくフルタイム勤務する労働者

非正規労働者：定年後再雇用の契約職員、パートタイム労働者、
有期雇用労働者、派遣職員は含んでいない。

賃金の範囲：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く。

●女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

- 採用した労働者に占める女性労働者の割合 66.7%

男性：正規労働者 5名、非正規労働者 12名

女性：正規労働者 4名、非正規労働者 30名

- 女性管理職比率

男性管理職：21名 女性管理職：7名 女性管理職比率：25%

●職業生活と家庭生活の両立

- 男女の平均継続勤続年数の差異

男性 11年5ヶ月 女性 10年2ヶ月 差異1年3ヶ月

(注釈・説明)

- 男女の賃金の差異とは「男性の賃金に対する女性の賃金の割合」を表している。
- 当法人の賃金体系は男女共通だが、役職者（係長級以上）の75%を男性が占めるため、正規労働者に差異（78.1%）が生じている。一方で女性の平均年齢は56.3歳、平均勤続10年2ヶ月と高く、ベテラン層まで長く活躍できる。
- 全労働者の差異（77.6%）は、採用実績（男12名、女30名）の通り、非正規層に女性が多く分布している統計上の影響である。
- 労働者数：男性219人、女性375人（平成8年3月31日現在）